

○ 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 負債（第二十六条―第三十一条の三）</p> <p>第四節・第五節（略）</p> <p>第三章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条の二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十七（略）</p> <p>二十八 金融商品 財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融商品をいう。</p> <p>二十九 資産除去債務 財務諸表等規則第八条第四十二項に規定する資産除去債務をいう。</p> <p>（中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の記載）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 負債（第二十六条―第三十一条の二）</p> <p>第四節・第五節（略）</p> <p>第三章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条の二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の記載）</p>

第四条 中間財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項で、次の各号に掲げる事項は、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

一～三 (略)

四 収益及び費用の計上基準

五 (略)

六 ヘッジ会計（財務諸表等規則第八条の二第八号に規定する会計処理をいう。第五条の五において同じ。）の方法

七・八 (略)

（金融商品に関する注記）

第五条の三の二 財務諸表等規則第八条の六の二第二項（第一号を除く。）、第二項及び第七項の規定は、金融商品について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「貸借対照表の」とあるのは「中間貸借対照表の」と、同条第七項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、同条第七項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（有価証券に関する注記）

第五条の四 財務諸表等規則第八条の七第一項（第一号、第五号及び

第四条 中間財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項で、次の各号に掲げる事項は、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

一～三 (略)

（新設）

四 (略)

五 ヘッジ会計（財務諸表等規則第八条の二第八号に規定する会計処理をいう。第五条の五第一項において同じ。）の方法

六・七 (略)

（新設）

（有価証券に関する注記）

第五条の四 有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分

第六号を除く。)及び第四項の規定は、有価証券について準用する。
。この場合において、同条第一項第二号から第四号までの規定中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、同条第四項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

に応じ、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 満期保有目的の債券で時価のあるもの
 - イ 中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額
 - ロ 中間貸借対照表日における時価
 - ハ 中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額と中間貸借対照表日における時価との差額
 - 二 子会社株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。）及び関連会社株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。）で時価のあるもの
 - イ 中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額
 - ロ 中間貸借対照表日における時価
 - ハ 中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額と中間貸借対照表日における時価との差額
 - 三 その他有価証券で時価のあるもの 有価証券の種類（株式及び債券等をいう。）ごとの次に掲げる事項
 - イ 取得原価
 - ロ 中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額
 - ハ 中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額と取得原価との差額
- 2 | 時価評価されていない有価証券（前項第一号及び第二号に掲げる有価証券を除く。）がある場合には、主なものについて保有目的ごとにその内容及び中間貸借対照表計上額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することが

(デリバティブ取引に関する注記)

第五条の五 第五条の三の二に定める事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されていないものに限る。）については、取引の対象物の種類（通貨、金利、株式、債券及び商品等をいう。次項において同じ。）ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間貸借対照表日における時価及び評価損益並びに時価の算定方法を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、デリバティブ取引のうちヘッジ会計が適用されているものについては、取引の対象物の種類ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間貸借対照表日における時価及び時価の算定方法を注記することができ。

3 第一項に定める事項は、取引の種類（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項において同じ。）による区分、市場取引（財務諸表等規則第八条第十項第三号に規定する市場取引をいう。）とそれ以外の取引の

できる。

3 第一項（同項第二号を除く。）及び前項に定める事項は、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(デリバティブ取引に関する注記)

第五条の五 デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。）については、取引の対象物の種類（通貨、金利、株式、債券及び商品等をいう。）ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、この限りでない。

2 前項に定める事項は、取引の種類（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。）等による区分によりデリバティブ取引の状況が明瞭に示されるよう記載するものとする。

区分、買付約定に係るものと売付約定に係るものの区分、中間貸借対照表日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間による区分等の区分により、デリバティブ取引の状況が明瞭に示されるよう記載するものとする。

4 第二項に定める事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象（財務諸表等規則第八条の二第八号に規定するヘッジ対象をいう。）の内容等の区分により、ヘッジ会計の状況が明瞭に示されるように記載するものとする。

5 第一項に定める事項は、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（持分法損益等の注記）

第五条の七 中間連結財務諸表を作成していない会社にあつては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第二号に掲げる事項については、中間財務諸表の他の箇所に当該事項が記載されている場合には、その旨を記載することにより注記を省略することができる。

一 関連会社がある場合 関連会社（損益等からみて重要性の乏しいものについては除外することができる。）に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額

二 開示対象特別目的会社（財務諸表等規則第八条の九第二号に規定する開示対象特別目的会社をいう。以下この号において同じ。）

（持分法損益等の注記）

第五条の七 中間連結財務諸表を作成していない会社にあつては、関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額を注記しなければならない。ただし、損益等からみて重要性の乏しい関連会社については除外してこれらの金額を算出することができる。

）がある場合 開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

（資産除去債務に関する注記）

第五十条の十九 財務諸表等規則第八條の二十八（第一号イ及びロを除く。）の規定は、資産除去債務について準用する。この場合において、同条中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「当事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と読み替えるものとする。

（各負債の範囲）

第二十七條 財務諸表等規則第四十七條から第四十八條の四まで、第五十一條から第五十一條の四までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第四十七條及び第四十八條の二から第四十八條の四までの規定中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

（流動負債の区分表示）

第二十八條 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一～六 （略）

（新設）

（各負債の範囲）

第二十七條 財務諸表等規則第四十七條から第四十八條の三まで、第五十一條から第五十一條の三までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第四十七條、第四十八條の二及び第四十八條の三中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

（流動負債の区分表示）

第二十八條 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一～六 （略）

七| 資産除去債務

八| (略)

2・3 (略)

4 第一項第八号の負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第二十九条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一〜四 (略)

五| 資産除去債務

六| (略)

2・3 (略)

4 前条第四項の規定は、第一項第六号の負債について準用する。

(たな卸資産及び工事損失引当金の表示)

第三十一条の三 財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、たな卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

(新設)

七| (略)

2・3 (略)

4 第一項第七号の負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第二十九条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一〜四 (略)

(新設)

五| (略)

2・3 (略)

4 前条第四項の規定は、第一項第五号の負債について準用する。

(新設)

引当金	×××	×××	×××
資産除去債務	×××	×××	×××
その他	×××	×××	×××
固定負債合計	×××	×××	×××
負債合計	×××	×××	×××
純資産の部			
株主資本			
資本金	×××	×××	×××
資本剰余金			
資本準備金	×××	×××	×××
その他資本剰余金	×××	×××	×××
資本剰余金合計	×××	×××	×××
利益剰余金			
利益準備金	×××	×××	×××
その他利益剰余金	×××	×××	×××
××積立金	×××	×××	×××
繰越利益剰余金	×××	×××	×××
利益剰余金合計	×××	×××	×××
自己株式	△×××	△×××	△×××
株主資本合計	×××	×××	×××
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	×××	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××	×××
……………	×××	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	×××	×××
新株予約権	×××	×××	×××
純資産合計	×××	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××	×××

引当金	×××	×××	×××
(新設)			
その他	×××	×××	×××
固定負債合計	×××	×××	×××
負債合計	×××	×××	×××
純資産の部			
株主資本			
資本金	×××	×××	×××
資本剰余金			
資本準備金	×××	×××	×××
その他資本剰余金	×××	×××	×××
資本剰余金合計	×××	×××	×××
利益剰余金			
利益準備金	×××	×××	×××
その他利益剰余金	×××	×××	×××
××積立金	×××	×××	×××
繰越利益剰余金	×××	×××	×××
利益剰余金合計	×××	×××	×××
自己株式	△×××	△×××	△×××
株主資本合計	×××	×××	×××
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	×××	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××	×××
……………	×××	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	×××	×××
新株予約権	×××	×××	×××
純資産合計	×××	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××	×××

(記載上の注意)
(略)

(記載上の注意)
(略)